第3	-(1)	号样	#
<i>7</i> 77 O	(1)	י סיוא	ィエレ

法人名 株式会社 馬越設備	島市南区	局指定
旅 税 地	島市南区	局指定
(でソガナ) が 2 か (水式会社 馬越設備	(電話番号) 務 申 告 区 分 指 導 等 庁 指 定	局指定
カース	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	
近次	連信目付印確認 型 年月日 指導年月日 相談区	
(フリガナ)		
(元)		
(代表者氏名		나타시하다^
1		上区分2区分
The state of t		
	□□□ 消費税の(確定)申告書 \ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
一	3 1 1	
課 税 標 準 類 ①		
消費 税 額 ②		無る
控除過失調整税額 ③		無る
控験対象仕入税額		無る
版 返 選 等 対 価 ⑤		無る
税 貸倒れに係る税額 ⑥		無るない。
類 控除 税額 小 計 (①+(②+(④))) (①+(②+(④))) (②+(②+(④))) (②+(②+(④))) (②+(②+(⑥))) (②+(②+(⑥))) (②+(③+(⑥))) (②+(○))) (②+(○)) (③+(○)) (③+(○)) (②+(○)) (②+(○)) (③+(○)) (④		
(①+⑥+⑥) (①+⑥+⑥) (①+⑥+⑥) (①+⑥+⑥) (②+⑥+⑥) (③+⑥+⑥) (分 方 式
 (②-②-③) 差 引税額 ⑨ 中間納付税額 ⑩ 中間納付礎付税額 ⑫ この申告書 既確定税額 ⑬ は (③-⑥)対価の額 ⑤ は (④-⑥)対価の額 ⑤ は (④-⑥)対価の額 ⑥ (□-⑥)対価の額 ⑥ (□-⑥)対価の額 ⑥ (□-⑥)対価の額 ⑥ (□-⑥)対価の額 ⑥ (□-⑥)が価の額 ⑥ (□-⑥)が価の額 ⑥ (□-⑥)が価の額 ⑥ (□-⑥)が価の額 ⑥ (□-⑥)が価の額 ⑥ (□-⑥)が価の額 ⑥ (□-⑥)が研究 ⑥ (□-⑥)が研究 ⑥ (□-⑥)が研究 ⑥ (□-⑥)が研究 ⑥ (□-⑥)が表記 の計算 (□-⑥)が	<u> </u>	額控除
中間納付税額 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		千円
納 (① - ⑩) 額 ⑪ ① 1 7 1 4 4 0 0 17 中間納付還付税額 ⑫ ② 0 0 18 この申告書 既確定税額 ⑬ ○ 0 0 20 課税資産の譲渡 ⑮ ④ 4 1 4 0 6 6 2 4 21 割 合 資産の譲渡 ⑯ ④ 4 1 4 1 2 6 1 3 22 電力価の額 ⑤ 4 1 4 1 2 6 1 3 22 上 等の対価の額 ⑥ 4 1 4 1 2 6 1 3 22 電力付る 金庫・組合 機筋・漁協 本所・ 本方消費稅 の課稅標準 四季不足圖形額 ⑪ 「日本店・ 地方消費稅 の課稅標準 四季不足圖形額 ⑪ 「日本店・ 地方消費稅 の課稅標準 日第余不足圖形額 ⑪ 「日本店・ 地方消費稅 の課稅標準 日第余不足圖形額 ⑪ 「日本店・ 地方消費稅 の課稅標準 日第余不足圖形額 ⑪ 「日本日・		
中間納付還付税額 (⑩ - ⑨) 19 この申告書 既確定税額 19 が修正申告である場合 差引納付税額 00020 課税資産の譲渡 (⑤ - ⑨) 4140662421 等の対価の額 4141261322 事 合 資産の譲渡 (⑥ - ⑨) 4141261322 事の対価の額 4141261322 本店・ 中方消費稅 の課稅標準 地方消費稅 (別 - ⑨) 中方消費稅 (別 - ⑨) 中方消費稅 (別 - ⑨) 中方消費稅 (別 - ⑨) 中方・と・金 (別 - ⑨) 地方消費稅 (別 - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
(⑩ - ⑨) この申告書 既確定税額 ⑬ 19 19 19 19 19 19 19		
が修正申告 である場合 差引納付税額 ⑭		
課税意上 課税資産の譲渡 ⑤ 4 1 4 0 6 6 2 4 21 漫す		
課税売上 等の対価の額 じ		
1 1 1 2 6 1 3 22 1 7 5 1 1 1 1 1 2 6 1 3 22 1 7 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1		本店・支店
この甲音音による地方有質税の税額の計算 ^{地方消費税} の課税標準 がは がは がは がは がは がは がは がは がは がは	4 1 4 1 2 6 1 3 22 ¹ 장	本所・支所
^{地方消費稅} _{の課稅標準} <u>増余不足蜀 </u>	による地方徂貨悦の悦観の計算 愛 頭魚 口麻乗具	
^{となる消費} 差引税額 ⑱		
譲渡 団 日<	53 と等郵 便 局 名 等	
割 納 税 額 ② 4 8 3 5 0 0 54 ※税務署整理欄	48350054 ※稅務署整理欄	
中間納付譲渡割額 ②		
中間納付還付譲渡割額 ②	48350056	
この申告書 既 確 定 ② (電話番号	48350056 税理士	_
である場合 (空) M		
税理士法第30条の書面提出 消費税及び地方消費税の 合計(納付又は環付)税額		# III +

③ = (⑪+②) - (⑧+⑫+⑫+⑫)・修正申告の場合份 = ⑭+⑤ ⑤ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第二 令 和 匹 年 兀 月 日 以 後 終 了 課 税 期 間 分

第3-(2)号様式

二四十八	L== :/- r	5 <i>5 6/6 a</i>	~ _		-
課税:	ᅚᄥᄁᆍᇰ	7P /	$I \setminus I \cup I$	EM:	≠

課税標準額等の内訳書		整理番号
広島県広島市南区		改正法附則による税額の特例計算
納 税 地		軽減売上割合(10営業日) 附則38① 51
(フリガナ) カブシキガ・イシャ マコ・シセツヒ・	-	小売等軽減仕入割合 附則38② 52
法 人 名 株式会社 馬越設備		
(フリガナ)	-	· ·
代表者氏名		第二 二 元
	_	
自令和 3年 6月 1日 電粉期間公の消费税及び	±₩±	← 申間申告 自 令和 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	地力 告書	の場合の
至令和 4 年 5月31 日 7月夏祝の(神経 7)中	口盲	対象期間 至 令和
課 税 標 準 額 ※申告書(第一表)の①欄へ	1	<u>+ 兆 千 百 + 億 千 百 + 万 千 百 + 一 円 - </u>
ATOR (M X) VUIN	L	
3 % 適用分	2	
課税資産の 4 % 適用分	3	
譲 渡 等 の 6.3 % 適 用 分	4	04
対 価 の 額 6.24 % 適 用 分	5	
の合計額 7.8 % 適用分	6	41406624 6
	7	41406624
特定課税仕入れ 6.3 % 適 用 分	8	
に係る支払対価 の額の合計額 7.8 % 適用分	9	12
(注1)	10	13
C NU		
消 費 税 額 ※申告書 (第一表) の②欄へ		3 2 2 9 6 6 8 21
3 % 適用分	12	22
4 % 適用分	13	23
⑪ の 内 訳 6.3 % 適 用 分	14	24
6.24 % 適 用 分	15	25
7.8 % 適 用 分	16	3 2 2 9 6 6 8 26
	1 1	
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ※申告書 (第一表) の⑤欄へ	17 [31
⑦ 売上げの返還等対価に係る税額	18	32
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	19	33
地 方 消 費 税 の	20	1 7 1 4 4 0 0 41
課税標準となる 4 % 適 用 分	21 _	42
消費稅額 6.3%適用分	22	43
(注2) 6.24%及び7.8% 適用分	23	

- (注1) ⑧~⑩及び⑪欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。 (注2) ⑩~⑫欄が還付税額となる場合はマイナス「一」を付してください。

付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

用分 合 計 C (A+B)
(A ⊤ D)
円 ※第二表の①欄へ 円 406, 000 41, 406, 000
**第二表の⑦欄へ 406, 624 41, 406, 624
※第二妻の⑩欄へ
*第二表の①欄へ 229, 668 3, 229, 668
※第一表の③欄へ
**第一表の①欄へ 511, 959 1, 515, 247
※第二表の ۞ 欄へ
※第二表の ⑩ 欄へ
※第二表の⑩欄へ
※第一表の⑥欄へ
*第一表の①欄へ 511, 959 1, 515, 247
※第一妻の❸欄へ
※第一妻の◎欄へ 1,714,400
※第一表の ② 欄へ ※マイナス「−」を付して第二表の ② 及び ② 欄へ
※第一表の®欄へ ※第二表の®及び®欄へ 1,714,400
(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑪欄へ
(①C欄×22/78) ※第一妻の②欄へ 483, 500

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

							/1/
	課税期間	3· 6	· 1~ 4· 5·31	氏名又は	名称 株式会社 /	馬越設備	
項	目		税率6. 24%证 A		税率7.8%適用分 B	合 計 (A+B)	
課 税 売 上 額	(税抜き)	1		円	41, 406	円 5, 624 41	円 , 406, 624
免 税 売	上 額	2					
非課税資産の輸出等海外支店等へ移送した	の金額、資産の価額	3					
課税資産の譲渡等の対価の智	頃 (①+②+③)	4				※第一表の ⑤ 欄へ 41	, 406, 624
課税資産の譲渡等の対価の	額(④の金額)	5				41	, 406, 624
非 課 税 売	上 額	6				Webber to a Character	5, 989
資産の譲渡等の対価の名	頁 (⑤ + ⑥)	7				※第一表の⑥欄へ 41	, 412, 613
課税売上割合(4 / 7)	8				[99.98%) ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価	の額(税込み)	9	(③A欄×6.24/108)	56, 914	21, 322 (⑨B欄×7.8/110)	2, 502	, 379, 416
課税仕入れに係る	消費税額	100		3, 288	1,511 1,511 1,511 1,511 1,511 1,511 1,511		, 515, 247
特定課税仕入れに係る支	こ払対価の額	1	WOX O GIMIN WALLET	M D D TO S	7. 竹足球沈山八4000の事業者の	⊘Р н Ц 190, У [†] 49°о	
特定課税仕入れに係	る 消 費 税 額	12			(⑩B欄×7.8/100)		
課税貨物に係る	消費税額	(3)					
納税義務の免除を受けない こととなった場合におけ の調整 (加算又は	ハ (受ける) ト る 消費 税 額 減	13					
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑩+⑫+⑬±⑭)				3, 288	1, 511	., 959	, 515, 247
課税売上高が5億円以課税売上割合が95% (⑥の金額)	下、かつ、以上の場合	16		3, 288	1, 511	, 959	, 515, 247
課 5 課 95 個別	このみ要するもの	17					
売 未 流 (5)のうち、課税売上げる 共 通 し て 要							
上超割の 高又合場 (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**	、り 控 除 す る 等 の 税 額)/⑦)〕	19					
がはが合 等の税額 (⑤×④/⑦	余する課税仕入れ)	20					
控の 課税売上割合変動時の調整対象 消費税額の調整(加算又 除		20					
調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の調整(加算税	[又は減算)額						
居住用賃貸建物を講覧に供した(譲渡した)場			※付表1−3の ① A欄へ		※付表1-3の④B欄へ		
差 ((⑥、⑩又は⑩の金額) ± ⑪ ± ⑫ + ⑫			※付表1-3の③A欄へ	3, 288	1,511 ※付表1-3の③B欄へ	, 959	, 515, 247
引 控 除 過 大 調 ((吸 望又は郊の金額) ± ② ± ② + ②			※付表1-3の ③ A欄へ		※付表1-3の③B欄へ		
貸倒回収に係る消		26					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 **②及び①**欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。) には、その金額を控除した後の金額を記載する。